

狭山茶の輸出戦略策定等業務仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、狭山茶輸出促進協議会は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 目的

狭山茶のEU特にフランスへの販路開拓を図るため、現状や課題、ニーズ等を把握した上で、ブランドとしての強みを見極め、関連情報提供及び各種課題の解決等について専門的知見をもってアドバイスを行い、輸出戦略の策定等を行う。

2 業務期間

契約締結日から平成30年11月30日まで

3 内容

(1) フランス輸出向け狭山茶のブランドブックの作成

EUでの販路拡大を図るため、フランスに向けた狭山茶のブランドコンセプトを制作し、そのコンセプトに基づいて狭山茶の魅力を創出するブランドブックを作成する。

(2) バイヤー向け商品提案書の作成

ア フランス向け「狭山茶」のブランドシンボルデザインの作成（1種類以上）

イ (1) で作成したブランドブックをバイヤー向け狭山茶商品提案書（日本語、フランス語版：4頁以上）として再構成し、作成するとともに、フランスでの商談会で使用するフランス語版を製本・印刷（500部）する。

4 業務内容

(1) 1か月に1回程度の開催する狭山茶輸出促進協議会検討会（以下、「検討会」という。）へ出席し、以下の役割を行う。

ア ブランドコンセプトなど販売戦略を踏まえた議論のファシリテート（議論を活性化させ、合意形成を促す等）

イ 検討会で決定した方針に基づく、現地市場調査や関係者ヒアリングなどの訪問先の提案や紹介等

(2) 成果品の提出方法

ア 狭山茶のブランドコンセプト及び販売戦略

狭山茶のブランドコンセプト及び販売戦略など今後の海外展開に関する提言を報告書としてまとめる。併せて、9月に開催する同協議会総会にてプレゼン発表

を行う。（プレゼン資料はスライド10枚程度とし、印刷物5部、CD-R等電子媒体で提出する。）

イ ブランドシンボルデザインのデータ

8月下旬までに完成データをPDF及びAdobe® Illustrator形式の印刷用原稿データを作成し、CD-R等電子媒体で提出する。

ウ バイヤー向け狭山茶商品提案書

狭山茶商品提案書（フランス語版）を500部印刷し、9月上旬までに後日指定する場所に納品する。

印刷用原稿（日本語、フランス語）をPDF及びAdobe® Illustrator形式の印刷用原稿データを作成し、CD-R等電子媒体で提出する。

エ 実績報告書等の作成

業務を完了したときは、遅滞なく以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・実績報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むものを記載し、ブランドコンセプト及び販売戦略などの成果物を添付するものとする。）

5 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 権利の帰属

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、商標権、意匠権、その他知的財産権、所有権等一切の権利は、全て狭山茶輸出促進協議会（以下、「協議会」という。）に帰属するものとする。

イ 受託者は、協議会の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(4) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査

協議会は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。